

厚生労働省北海道労働局 発表
令和5年12月25日(月)

担 厚生労働省北海道労働局
職業安定部職業対策課
課 長 三 上 元 彦
当 地方障害者雇用担当官 鈴木 浩 幸
電話 (011) 709-2311
(内線3684)

令和5年 障害者雇用状況の集計結果

北海道労働局（局長 三富則江）では、このたび、令和5年「障害者雇用状況等報告」（令和5年6月1日現在）の集計結果を取りまとめましたので、公表します。

今回の集計結果は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

I 集計結果のポイント

【民間企業（43.5人以上規模の企業）】（法定雇用率2.3%）

- 雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新。
- 法定雇用率達成企業の割合は53.1%、対前年比1.8ポイント上昇。

【公的機関】（同2.6%、一定の教育委員会2.5%）

- 雇用障害者数、実雇用率ともに対前年を上回る。

【独立行政法人等】（同2.6%）

- 雇用障害者数、実雇用率ともに対前年を下回る。

法定雇用率適用区分	法定雇用率	実雇用率		法定雇用率達成割合		法定雇用率達成機関・法人・企業の数 北海道	
		北海道	全国	北海道	全国		
民間企業	% 2.3	% 2.58	% 2.33	% 53.1	% 50.1	企業 2,069 / 3,895	
地方公共団体	都道府県知事部局、都道府県機関、市町村長部局及び下記以外の市町村の教育委員会等	% 2.6	% 2.56	% 2.74	% 70.7	% 79.0	機関 157 / 222
	都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会	% 2.5	% 2.39	% 2.34	% 50.0	% 67.4	機関 3 / 6
独立行政法人等	% 2.6	% 2.46	% 2.76	% 75.0	% 83.5	法人 9 / 12	

注) 法定雇用率2.6%機関の全国の数値については、国の機関（行政・立法・司法機関）が含まれる。

Ⅱ 民間企業における雇用状況

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率

集計企業数は3,895社で、前年より0.8%（33企業）減少した。また、雇用率の算定基礎となる対象労働者数は668,944.0人と、前年より0.4%（2,923.0人）増加した。

雇用されている障害者の数は17,255.0人と、前年より6.3%（1,020.5人）増加し、過去最高となった。

このうち、身体障害者は9,492.0人、知的障害者は4,772.0人、精神障害者は2,991.0人であった。

実雇用率は2.58%と、前年より0.14ポイント上昇し、過去最高となった。

法定雇用率達成企業の数、前年より2.7%（54企業）増加し、2,069企業となり、達成企業の割合は、前年より1.8ポイント上昇し、53.1%となった。

☞ 4ページ (1) グラフ
☞ 5ページ (2) グラフ、表
☞ 9ページ 4の(1)、(2)表

○ 企業規模別の状況

実雇用率は、1,000人以上規模の企業で3.01%と最も高く、次いで43.5～100人未満の規模の企業で2.55%となっており、すべての規模の区分で法定雇用率以上となった。

法定雇用率達成企業の割合は、43.5～100人未満の規模の企業、300～500人未満の規模の企業及び1,000人以上の規模の区分で前年と比べ増加した。

☞ 6ページ (3)、(4) グラフ
☞ 10ページ 4の(3)表

○ 産業別の状況

実雇用率が法定雇用率を上回っている業種は、生活関連サービス・娯楽業(5.39%)、医療・福祉(3.10%)、運輸・郵便業(2.74%)、卸売・小売業(2.64%)、製造業(2.53%)、電気・ガス・熱供給・水道業(2.50%)、サービス業(2.33%)となっている。

雇用されている障害者の数は、卸売・小売業(427.5人増加)、医療・福祉(310.5人増加)の業種で前年と比べ大きく増加した。

☞ 6ページ (5)、(6) グラフ
☞ 10ページ 4の(4)表

○ 法定雇用率未達成企業の状況

法定雇用率未達成企業のうち、不足数が0.5人又は1人で障害者を1人雇入れることにより雇用率が達成される企業（1人不足企業）の占める割合は、71.0%となっている。

また、法定雇用率未達成企業のうち、障害者を1人も雇用していない企業（0人雇用企業）の占める割合は60.6%となっている。

☞ 11ページ 4の(6)表

Ⅲ 地方公共団体における在職状況

1 法定雇用率 2.6%が適用される機関

2.6%の法定雇用率が適用される機関（都道府県知事部局、都道府県機関（企業局、議会事務局、警察等）、市町村長部局及び下記2以外の市町村の教育委員会等）の雇用率の算定基礎となる対象職員数は79,739.0人と、前年より0.6%（486.5人）増加した。

雇用されている障害者の数は2,044.5人と、前年より3.2%（64.0人）増加した。

このうち、身体障害者は1,744.5人、知的障害者は54.0人、精神障害者は246.0人であった。

実雇用率は、前年より0.06ポイント上昇し、2.56%であった。

法定雇用率達成機関の割合は、前年より2.2ポイント上昇し、70.7%となり、65機関が未達成となっている。

☞ 14ページ 5の(1)、(2)表

2 法定雇用率 2.5%が適用される機関

2.5%の法定雇用率が適用される機関（都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会）の雇用率の算定基礎となる対象職員数は39,194.5人と、前年より0.3%（106.0人）減少した。

雇用されている障害者の数は935.0人と、前年より2.2%（20.0人）増加した。

このうち、身体障害者は763.0人、知的障害者は30.0人、精神障害者は142.0人であった。

実雇用率は、前年より0.06ポイント上昇し、2.39%であった。

法定雇用率達成機関の割合は、前年より33.3ポイント上昇し、50.0%となり、3機関が未達成となっている。

☞ 15ページ 5の(4)、(5)表

Ⅳ 独立行政法人等における雇用状況

2.6%の法定雇用率が適用される独立行政法人等の雇用率の算定基礎となる対象労働者数は10,716.0人と、前年より0.8%（89.0人）増加した。

雇用されている障害者の数は264.0人と、前年より2.0%（5.5人）減少した。

このうち身体障害者は188.0人、知的障害者は3.0人、精神障害者は73.0人であった。

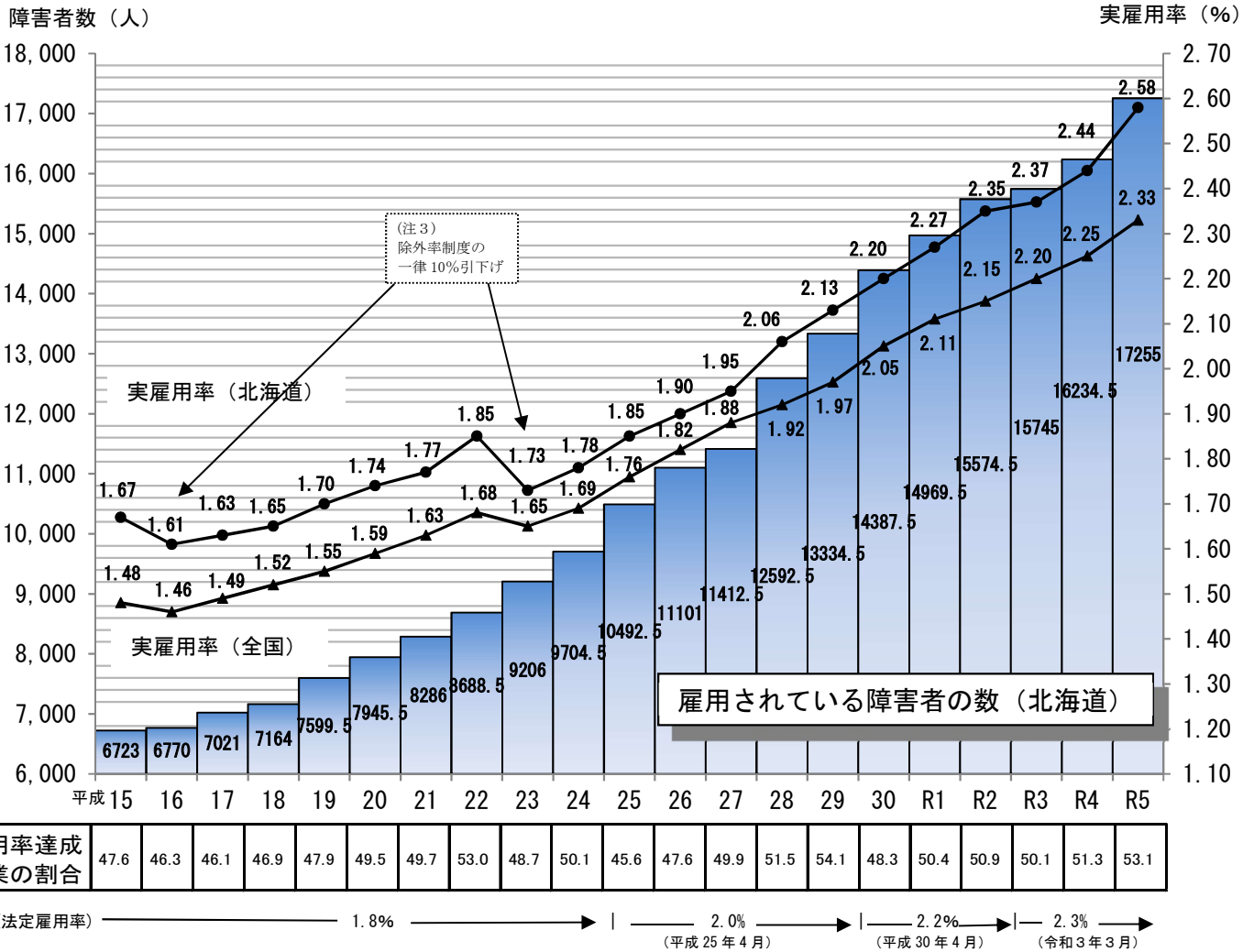
実雇用率は、前年より0.08ポイント低下し、2.46%であった。

法定雇用率達成法人の割合は、前年より11.4ポイント上昇し、75.0%となり、3法人が未達成となっている。

☞ 16ページ 6の(1)表
17ページ 6の(2)表

民間企業における障害者の雇用状況（グラフ）

（１）実雇用率と雇用されている障害者の数の推移



（資料出所）厚生労働省職業安定局集計

（注1）雇用義務のある企業（平成24年までは56人以上規模、平成25年から29年までは50人以上規模、平成30年以降は45.5人以上規模、令和3年以降は43.5人以上規模の企業）についての集計である。

（注2）「障害者の数」とは、次の表に掲げる者の合計数である。

昭和51年度～昭和62年度	身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
昭和63年度～平成4年度	身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント） 知的障害者
平成5年度～平成17年度	身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント） 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント） 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者
平成18年度～平成22年度	身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント） 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント） 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者 精神障害者（精神障害者である短時間労働者は0.5カウント）
平成23年度～	身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント、重度以外身体障害者である短時間労働者は0.5カウント） 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント、重度以外知的障害者である短時間労働者は0.5カウント） 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者 精神障害者※（精神障害者である短時間労働者は0.5カウント） ※平成30年から令和4年までは、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者についてのみ、1人分としてカウントしている。 ① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること ② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

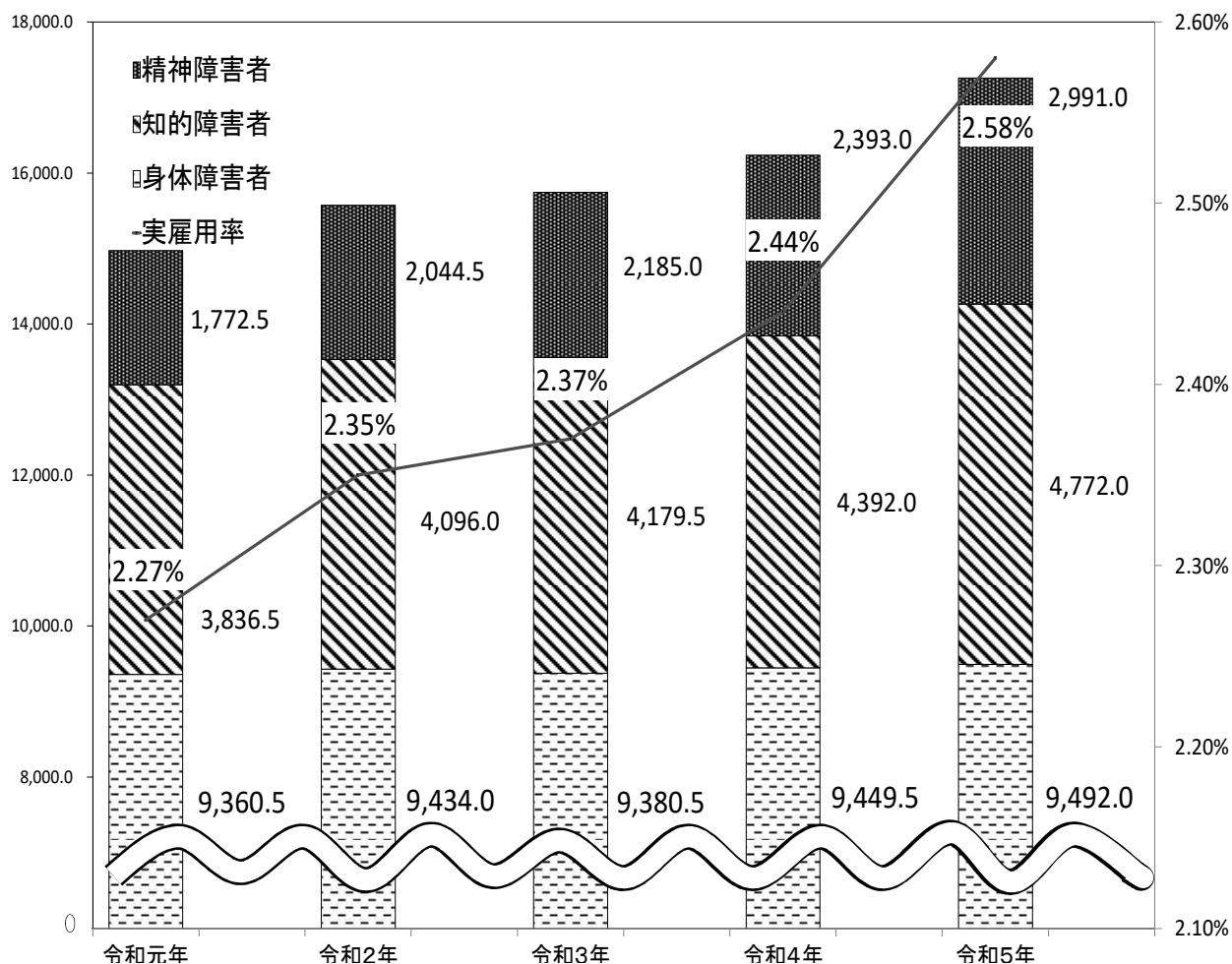
令和5年以降、精神障害者である短時間労働者については、1人分としてカウントしている。

（注3）平成16年4月及び平成22年7月に、民間企業に設定されている除外率制度（雇用義務数を算定する際に、障害者が就業することが困難とされる職種の労働者が相当の割合を占める業種に属する事業所については、業種ごとに定めた割合（除外率）により雇用義務を軽減する制度）について、すべての設定業種の除外率が一律10%引き下げられている。

（参考例）～ 除外率40%が設定されていた業種で、常用労働者数1,000人の企業の場合
平成22年6月まで [除外率40%] → (1,000人 - 1,000 × 40%) × 1.8% = 10人（法定雇用義務数）
平成22年7月から [除外率30%] → (1,000人 - 1,000 × 30%) × 1.8% = 12人（法定雇用義務数）

(2) 障害種別の雇用障害者数の推移

< 障害者の数 (人) >

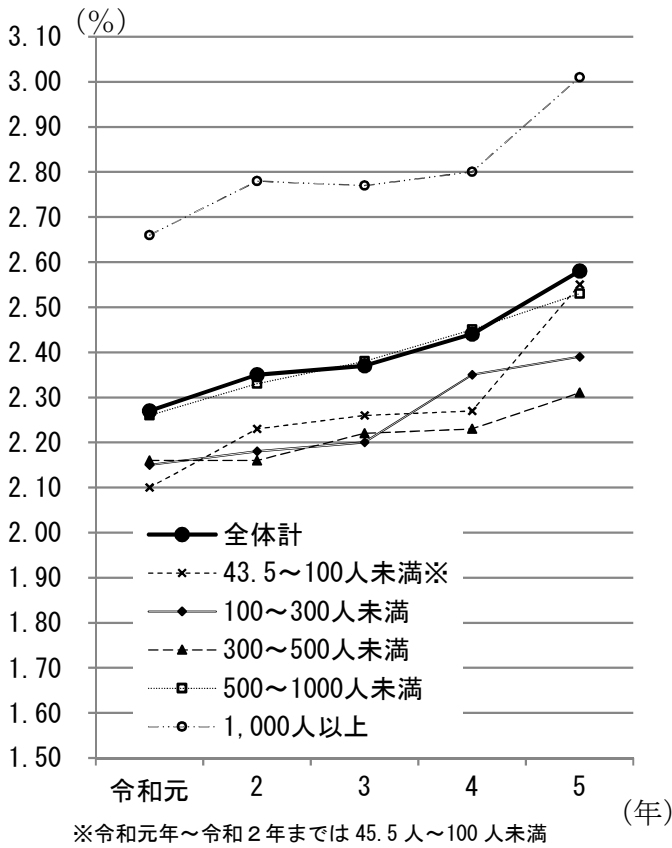


	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
対象労働者数	658,720.0	663,250.0	663,996.0	666,021.0	668,944.0
雇用障害者数	14,969.5	15,574.5	15,745.0	16,234.5	17,255.0
身体障害者	9,360.5	9,434.0	9,380.5	9,449.5	9,492.0
知的障害者	3,836.5	4,096.0	4,179.5	4,392.0	4,772.0
精神障害者	1,772.5	2,044.5	2,185.0	2,393.0	2,991.0
雇用率	2.27%	2.35%	2.37%	2.44%	2.58%

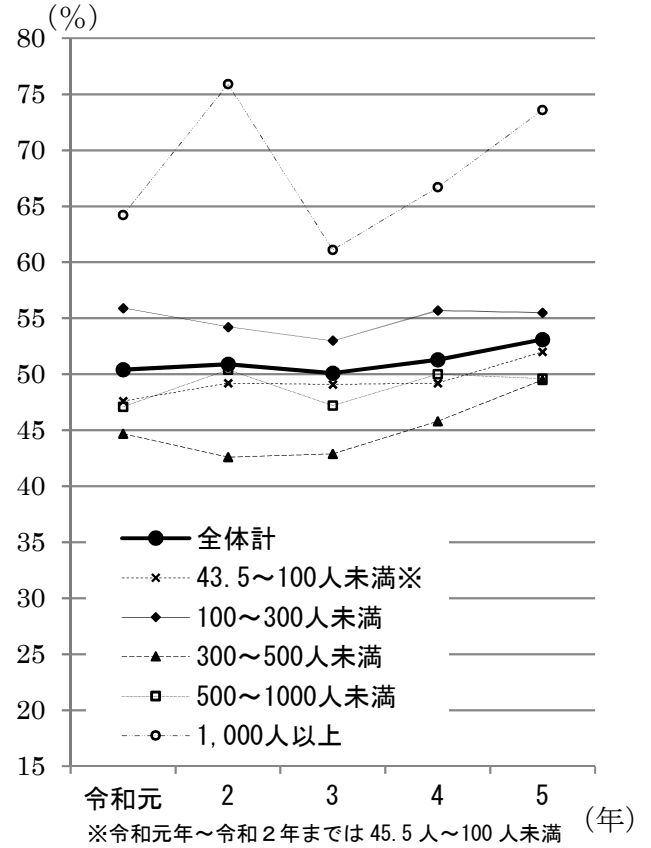
注1 「対象労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数である。

注2 「雇用障害者数」とは、(1) グラフ注2と同様である。

(3) 企業規模別実雇用率の推移

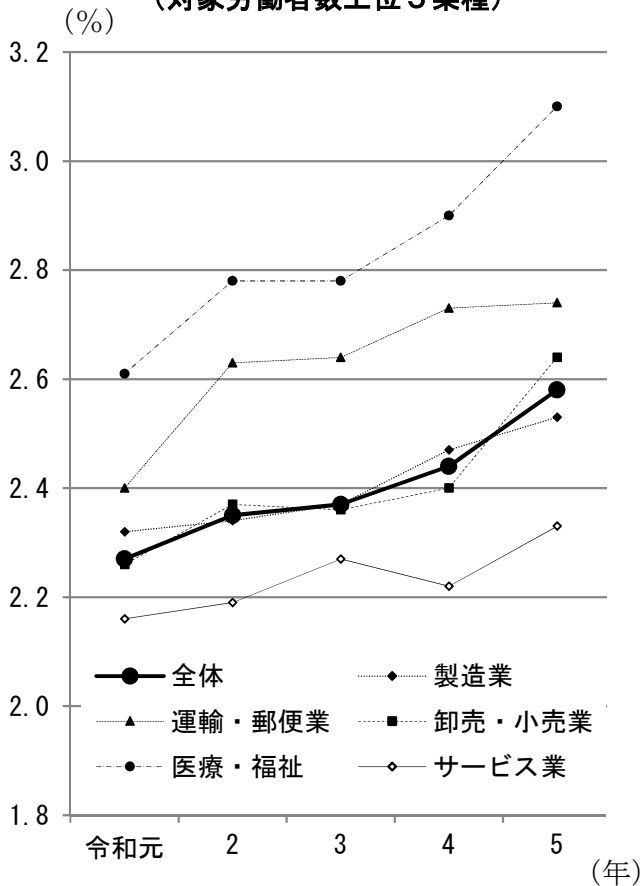


(4) 企業規模別達成企業割合の推移



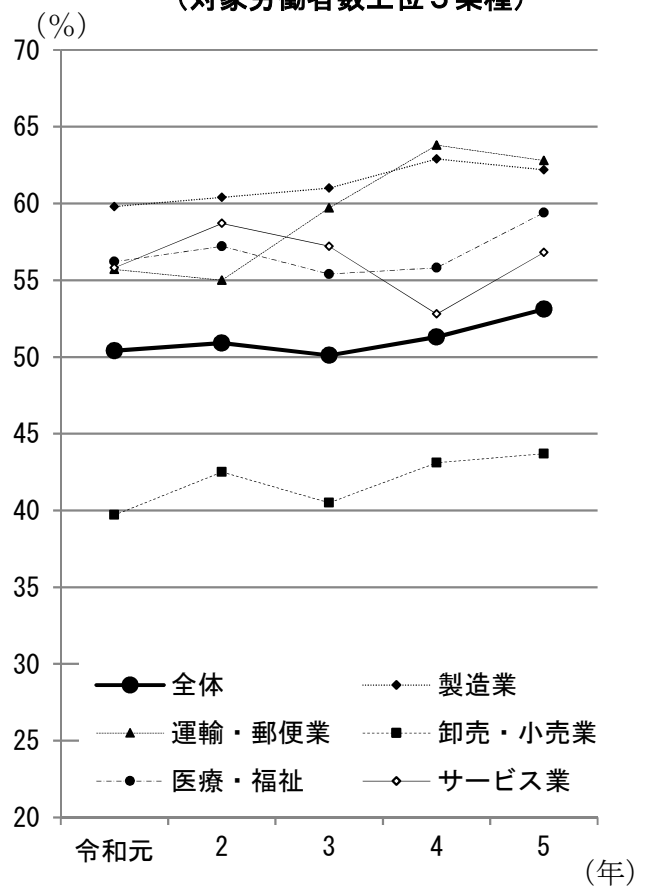
(5) 産業別実雇用率の推移

(対象労働者数上位5業種)



(6) 産業別達成企業割合の推移

(対象労働者数上位5業種)



< 総括表 >

1 一般の民間企業における障害者の雇用状況【法定雇用率2.3%】

(各年6月1日現在)

区 分		① 企業数	② 対象労働者数	③ 障害者の数	④ 実雇用率	⑤ 法定雇用率達成 企 業 の 数	⑥ 達成割合
		企業	人	人	%	企業	%
北海道	5年	3,895	668,944.0	17,255.0	2.58	2,069 / 3,895	53.1
	4年	3,928	666,021.0	16,234.5	2.44	2,015 / 3,928	51.3
全 国	5年	108,202	27,523,661.0	642,178.0	2.33	54,239 / 108,202	50.1
	4年	107,691	27,281,606.5	613,958.0	2.25	52,007 / 107,691	48.3

注) 1 ②欄の「対象労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数である。

2 ③欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。

ただし、精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントしている。また、令和4年においては、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者についてのみ、1人を1カウントしている。

① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること

② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。また、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については平成22年7月1日から0.5カウントとして実雇用率に算定されることとなった。

2 地方公共団体における障害者の在職状況

(各年6月1日現在)

区 分		① 機関数	② 対象職員数	③ 障害者の数	④ 実雇用率	⑤ 法定雇用率達成 機 関 の 数	⑥ 達成割合
		機関	人	人	%	機関	%
法定雇用率2.6%適用機関							
北海道	5年	222	79,739.0	2,044.5	2.56	157 / 222	70.7
	4年	222	79,252.5	1,980.5	2.50	152 / 222	68.5
全 国	5年	2,667	2,053,964.0	56,179.0	2.74	2,106 / 2,667	79.0
	4年	2,670	2,045,754.0	54,647.5	2.67	2,043 / 2,670	76.5
法定雇用率2.5%適用機関							
北海道	5年	6	39,194.5	935.0	2.39	3 / 6	50.0
	4年	6	39,300.5	915.0	2.33	1 / 6	16.7
全 国	5年	95	726,615.5	16,999.0	2.34	64 / 95	67.4
	4年	95	726,284.5	16,501.0	2.27	58 / 95	61.1

注) 1 ②欄の「対象職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数である。

2 ③欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。

ただし、精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントしている。また、令和4年においては、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者についてのみ、1人を1カウントしている。

① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること

② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。また、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については平成22年7月1日から0.5カウントとして実雇用率に算定されることとなった。

3 法定雇用率2.6%適用機関とは、都道府県知事部局、都道府県機関（企業局、議会事務局、警察等）、市町村長部局及び下記注釈4以外の市町村の教育委員会等である。

4 法定雇用率2.5%適用機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。

5 法定雇用率2.6%適用機関の全国の数値については、国の機関（行政・立法・司法機関）が含まれる。

3 独立行政法人等における障害者の雇用状況【法定雇用率2.6%】

(各年6月1日現在)

区 分			① 法人数	② 対象労働者数	③ 障害者の数	④ 実雇用率	⑤ 法定雇用率達成 法人の数	⑥ 達成割合
			法人	人	人	%		%
独立行政法人等 及び 地方独立行政法人等	北海道	5年	12	10,716.0	264.0	2.46	9 / 12	75.0
		4年	11	10,627.0	269.5	2.54	7 / 11	63.6
地方独立行政法人等	全 国	5年	369	467,326.5	12,879.5	2.76	308 / 369	83.5
		4年	365	455,960.5	12,420.5	2.72	292 / 365	80.0
国立大学法人等	北海道	5年	5	7,801.5	190.0	2.44	4 / 5	80.0
		4年	5	7,811.0	201.0	2.57	4 / 5	80.0
	全 国	5年	86	149,826.0	4,096.5	2.73	77 / 86	89.5
		4年	86	149,209.0	4,026.5	2.70	70 / 86	81.4
地方独立 行政法人等	北海道	5年	7	2,914.5	74.0	2.54	5 / 7	71.4
		4年	6	2,816.0	68.5	2.43	3 / 6	50.0
	全 国	5年	190	99,480.0	2,488.5	2.50	151 / 190	79.5
		4年	188	89,101.5	2,285.5	2.57	144 / 188	76.6

- 注) 1 ②欄の「対象労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数である。
- 2 ③欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。
ただし、精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントしている。また、令和4年においては、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者についてのみ、1人を1カウントしている。
- ① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。また、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については平成22年7月1日から0.5カウントとして実雇用率に算定されることとなった。
- 3 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号までの法人を指しており、北海道においては、国立大学法人が該当する。また、「地方独立行政法人等」とは、同施行令別表第2の第9号から第10号までの法人を指しており、北海道においては、地方独立行政法人及び公立大学法人が該当する。

< 詳細表 >

4 一般の民間企業における障害者の雇用状況【法定雇用率2.3%】

(1) 概況

(各年6月1日現在)

区分	① 企業数	② 対象 労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用 率 E÷② ×100	⑤ 法定雇用率 達成企業の数	⑥ 達成 割合	
			A. 重度身体障 害者及び重 度知的障害 者	B. 重度身体障 害者及び重 度知的障害 者である短 時間労働者	C. 重度以外 の身体障 害者、知的 障害者及び 精神障害 者	D. 重度以外 の身体障 害者、知的 障害者及び 精神障害 者である短 時間労働 者	E. 計 A×2+B+C +D×0.5				
北海道	5年	企業 3,895	人 668,944.0	人 2,792	人 517	人 10,244	人 1,820	人 17,255.0	% 2.58	企業 2,069	% 53.1
	4年	3,928	666,021.0	2,753	500	9,000	2,457	16,234.5	2.44	2,015	51.3
全国	5年	108,202	27,523,661.0	127,318	17,553	350,061	39,856	642,178.0	2.33	54,239	50.1
	4年	107,691	27,281,606.5	125,433	17,969	317,201	55,844	613,958.0	2.25	52,007	48.3

- 注) 1 ②欄の「対象労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の「計」を算出するにあたりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の「計」を算出するにあたり0.5カウントを行っている。
ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、以下の注4に該当するものについては、1人分とカウントしている。
- 3 A及びC欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B及びD欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 C欄の精神障害者には、精神障害者であるすべての短時間労働者を含む。
但し、令和4年においては、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者のみ含むものとしていた。
① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 5 D欄の精神障害者である短時間労働者とは、精神障害者である短時間労働者のうち、注4に該当しない者である。

(2) 障害種別の雇用状況

(各年6月1日現在)

区分	① 障害者 の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数				
		A. 重度身 体障 害 者	B. 重度身 体障 害 者 で あ る 短 時 間 労 働 者	C. 重 度 以 外 の 身 体 障 害 者	D. 重 度 以 外 の 身 体 障 害 者 で あ る 短 時 間 労 働 者	E. 計 A×2 +B+C+ D×0.5	A. 重 度 知 的 障 害 者	B. 重 度 知 的 障 害 者 で あ る 短 時 間 労 働 者	C. 重 度 以 外 の 知 的 障 害 者	D. 重 度 以 外 の 知 的 障 害 者 で あ る 短 時 間 労 働 者	E. 計 A×2 +B+C+ D×0.5	A. 精 神 障 害 者	B. 精 神 障 害 者 で あ る 短 時 間 労 働 者	C. Bのう ち注) 4に該 当する 労働者	D. 計 A+(B-C) ×0.5+C	
北海道	5年	人 17,255.0	人 2,537	人 419	人 3,677	人 644	人 9,492.0	人 255	人 98	人 3,576	人 1,176	人 4,772.0	人 1,981	人 1,010	人 1,010	人 2,991.0
	4年	16,234.5	2,522	421	3,632	705	9,449.5	231	79	3,266	1,170	4,392.0	1,654	1,030	448	2,393.0
全国	5年	642,178.0	104,794	13,119	128,976	16,949	360,157.5	22,524	4,434	90,787	22,907	151,722.5	96,222	34,076	34,076	130,298.0
	4年	613,958.0	103,362	13,369	128,909	17,531	357,767.5	22,071	4,600	86,372	22,624	146,426.0	85,305	32,304	16,615	109,764.5

- 注) 1 ①欄の「障害者の数」とは、②E、③E、④Dの計である。
- 2 ②③A欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の「計」を算出するにあたりダブルカウントを行っている。
- 3 ②③D欄及び④B欄の短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③E欄及び④D欄の「計」を算出するにあたり0.5カウントを行っている。
- 4 ④C欄の労働者とは、精神障害者であるすべての短時間労働者である。
ただし、令和4年においては、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者のみ含むものとしていた。
① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 5 ②③欄のA、C欄及び④A欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③欄のB、D欄及び④B欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。

(3) 企業規模別の雇用状況

(各年6月1日現在)

区分	① 企業数	② 対象 労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用 率 E÷② ×100	⑤ 法定雇用率 達成企業の 数	⑥ 達成 割合	
			A. 重 度 身 体 障 害 者 及 び 重 度 知 的 障 害 者	B. 重 度 身 体 障 害 者 及 び 重 度 知 的 障 害 者 で あ る 短 時 間 労 働 者	C. 重 度 以 外 の 身 体 障 害 者 、 知 的 障 害 者 及 び 精 神 障 害 者	D. 重 度 以 外 の 身 体 障 害 者 、 知 的 障 害 者 及 び 精 神 障 害 者 で あ る 短 時 間 労 働 者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				
43.5～ 100人未満	5年	2,325	154,774.0	563	170	2,324	657	3,948.5	2.55	1,208	52.0
	4年	2,363	156,779.5	530	143	1,881	965	3,566.5	2.27	1,163	49.2
100～ 300人未満	5年	1,190	195,636.0	834	144	2,618	474	4,667.0	2.39	660	55.5
	4年	1,193	196,577.0	863	159	2,432	624	4,629.0	2.35	665	55.7
300～ 500人未満	5年	202	77,101.0	321	34	1,031	144	1,779.0	2.31	100	49.5
	4年	192	73,605.5	306	44	891	189	1,641.5	2.23	88	45.8
500～ 1,000人未満	5年	125	85,432.0	381	57	1,277	129	2,160.5	2.53	62	49.6
	4年	126	85,404.5	371	53	1,215	161	2,090.5	2.45	63	50.0
1,000人以上	5年	53	156,001.0	693	112	2,994	416	4,700.0	3.01	39	73.6
	4年	54	153,654.5	683	101	2,581	518	4,307.0	2.80	36	66.7
計	5年	3,895	668,944.0	2,792	517	10,244	1,820	17,255.0	2.58	2,069	53.1
	4年	3,928	666,021.0	2,753	500	9,000	2,457	16,234.5	2.44	2,015	51.3

注) 4(1)の表の注釈とすべて同様。

(4) 産業別の雇用状況

(各年6月1日現在)

区分	① 企業数	② 対象 労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用 率 E÷② ×100	⑤ 法定雇用率 達成企業の 数	⑥ 達成 割合	
			A. 重 度 身 体 障 害 者 及 び 重 度 知 的 障 害 者	B. 重 度 身 体 障 害 者 及 び 重 度 知 的 障 害 者 で あ る 短 時 間 労 働 者	C. 重 度 以 外 の 身 体 障 害 者 、 知 的 障 害 者 及 び 精 神 障 害 者	D. 重 度 以 外 の 身 体 障 害 者 、 知 的 障 害 者 及 び 精 神 障 害 者 で あ る 短 時 間 労 働 者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				
建設業	5年	237	22,283.0	104	5	202	5	417.5	1.87	125	52.7
	4年	240	22,305.0	99	7	188	10	398.0	1.78	120	50.0
製造業	5年	550	78,712.0	337	38	1,226	102	1,989.0	2.53	342	62.2
	4年	539	77,939.0	336	38	1,147	131	1,922.5	2.47	339	62.9
電気・ガス・ 熱供給・水道業	5年	19	13,559.0	92	2	152	2	339.0	2.50	12	63.2
	4年	18	13,262.0	89	1	139	6	321.0	2.42	10	55.6
情報通信業	5年	137	20,629.5	95	6	148	4	346.0	1.68	52	38.0
	4年	135	20,237.0	91	4	119	3	306.5	1.51	46	34.1
運輸・郵便業	5年	328	50,233.0	269	35	772	67	1,378.5	2.74	206	62.8
	4年	337	51,773.0	273	39	778	102	1,414.0	2.73	215	63.8
卸売・小売業	5年	606	160,720.0	532	109	2,848	455	4,248.5	2.64	265	43.7
	4年	626	159,262.5	529	107	2,374	564	3,821.0	2.40	270	43.1
金融・保険業	5年	53	15,232.5	83	4	120	6	293.0	1.92	21	39.6
	4年	56	15,795.0	86	7	130	5	311.5	1.97	24	42.9
不動産・ 物品賃貸業	5年	83	14,030.0	61	9	139	16	278.0	1.98	31	37.3
	4年	85	13,455.5	53	6	134	30	261.0	1.94	32	37.6
学術研究・専門・ 技術サービス業	5年	117	12,862.5	44	2	116	7	209.5	1.63	43	36.8
	4年	114	13,439.0	43	3	115	8	208.0	1.55	40	35.1
宿泊・飲食サー ビス業	5年	149	25,150.5	88	24	284	113	540.5	2.15	76	51.0
	4年	154	24,584.5	75	23	279	120	512.0	2.08	75	48.7
生活関連サー ビス・娯楽業	5年	86	12,364.0	87	17	449	54	667.0	5.39	48	55.8
	4年	88	13,079.5	89	16	405	86	642.0	4.91	42	47.7
教育・ 学習支援業	5年	81	9,706.0	33	3	64	8	137.0	1.41	29	35.8
	4年	84	10,076.0	35	5	56	13	137.5	1.36	31	36.9
医療・福祉	5年	913	151,197.0	666	198	2,748	808	4,682.0	3.10	542	59.4
	4年	920	150,644.5	667	175	2,284	1,157	4,371.5	2.90	513	55.8
複合 サービス業	5年	133	21,004.5	66	5	191	10	333.0	1.59	54	40.6
	4年	133	21,106.0	69	8	184	13	336.5	1.59	54	40.6
サービス業	5年	361	56,287.0	225	56	729	157	1,313.5	2.33	205	56.8
	4年	352	53,899.0	210	60	615	198	1,194.0	2.22	186	52.8
その他	5年	42	4,973.5	10	4	56	6	83.0	1.67	18	42.9
	4年	47	5,163.5	9	1	53	11	77.5	1.50	18	38.3
計	5年	3,895	668,944.0	2,792	517	10,244	1,820	17,255.0	2.58	2,069	53.1
	4年	3,928	666,021.0	2,753	500	9,000	2,457	16,234.5	2.44	2,015	51.3

注) 4(1)の表の注釈とすべて同様。区分は第12改定(平成19年総務省告示第618号)日本標準産業分類において分類された業種区分による。

(5) 地域（ハローワーク）別の雇用状況

（令和5年6月1日現在）

区 分	① 企業数	② 対象労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②× 100	⑤ 法定雇用 率達成企 業の数	⑥ 達成割合
			A. 重度身体障害 者及び重度知 的障害者	B. 重度身体障害 者及び重度知 的障害者であ る短時間労働 者	C. 重度以外の身 体障害者、知 的障害者及び 精神障害者	D. 重度以外の身 体障害者、知 的障害者及び 精神障害者で ある短時間労働 者	E. 計 A×2+B+C+D× 0.5			
	企業	人	人	人	人	人	人	%	企業	%
全 国	108,202	27,523,661.0	127,318	17,553	350,061	39,856	642,178.0	2.33	54,239	50.1
北海道	3,895	668,944.0	2,792	517	10,244	1,820	17,255.0	2.58	2,069	53.1
札幌圏(注2)	1,902	421,297.5	1,800	324	6,370	996	10,792.0	2.56	913	48.0
札 幌	900	205,427.5	958	127	2,961	411	5,209.5	2.54	402	44.7
札幌東	555	117,297.0	468	97	1,756	356	2,967.0	2.53	284	51.2
札幌北	447	98,573.0	374	100	1,653	229	2,615.5	2.65	227	50.8
函 館	270	34,014.5	123	27	481	157	832.5	2.45	158	58.5
旭 川	262	31,910.5	138	40	544	115	917.5	2.88	159	60.7
帯 広	253	37,067.0	139	26	581	102	936.0	2.53	124	49.0
北 見	123	12,871.0	38	6	239	32	337.0	2.62	61	49.6
紋 別	19	1,438.0	5	2	24	6	39.0	2.71	14	73.7
小 樽	111	12,498.0	49	5	159	32	278.0	2.22	63	56.8
滝 川	92	10,701.0	37	5	320	18	408.0	3.81	58	63.0
釧 路	151	18,482.0	87	30	354	142	629.0	3.40	102	67.5
室 蘭	106	15,741.0	67	9	194	25	349.5	2.22	52	49.1
岩見沢	67	7,698.5	27	6	131	24	203.0	2.64	44	65.7
稚 内	38	3,074.5	10	3	34	5	59.5	1.94	19	50.0
岩 内	32	3,514.5	18	0	41	5	79.5	2.26	22	68.8
留 萌	27	3,253.0	12	1	40	10	70.0	2.15	15	55.6
名 寄	39	4,060.0	20	3	78	9	125.5	3.09	29	74.4
浦 河	30	2,674.0	9	0	65	22	94.0	3.52	24	80.0
網 走	48	4,591.0	16	3	51	9	90.5	1.97	30	62.5
苫小牧	157	22,329.5	109	15	212	30	460.0	2.06	77	49.0
根 室	56	4,599.0	15	2	74	58	135.0	2.94	32	57.1
千 歳	112	17,129.5	73	10	252	23	419.5	2.45	73	65.2

注) 1 4(1)の表の注釈とすべて同様。
2 「札幌圏」は、札幌、札幌東及び札幌北公共職業安定所管轄区域を集計した数値である。

(6) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

（各年6月1日現在）

区 分	①法定雇 用率未達 成企業数	② 不 足 数								③ 障害者の 数が0人 である企 業数	
		0.5~1人	1.5~2人	2.5~3人	3.5~4人	4.5~8人	8.5~20人	20.5~30人	30.5人~		
43.5~	5年	1,117	1,015	102	-	-	-	-	-	-	1,012
100人未満	4年	1,200	1,092	108	-	-	-	-	-	-	1,085
100~	5年	530	234	200	64	28	4	-	-	-	91
300人未満	4年	528	215	199	81	26	7	-	-	-	113
300~	5年	102	28	23	22	16	12	1	-	-	2
500人未満	4年	104	22	20	29	17	15	1	-	-	1
500~	5年	63	17	15	8	8	13	2	-	-	1
1,000人未満	4年	63	16	8	16	8	15	-	-	-	0
1,000人以上	5年	14	2	2	-	1	7	1	-	1	0
	4年	18	2	4	4	-	4	3	-	1	0
企業規模計	5年	1,826	1,296	342	94	53	36	4	-	1	1,106
	4年	1,913	1,347	339	130	51	41	4	-	1	1,199

注) ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在雇用している障害者の数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

(7) 身体障害者の部別雇用状況

① 概況

(令和5年6月1日現在)

区 分		障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数					
		視覚障害者	聴覚又は 平衡機能障害者	音声・言語・ そしゃく機能障害者	肢体不自由者	内部障害者	身体障害者計
民間企業	5年	人 252	人 659	人 85	人 3,637	人 2,450	人 7,083
	4年	242	625	85	3,616	2,308	6,876

注) 1 「身体障害者計」欄には、種類別の身体障害者数について未記入の場合は含まれない。
 2 集計は実人数。
 3 令和4年度より集計。

② 企業規模別の雇用状況

(令和5年6月1日現在)

区 分		障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数					
		視覚障害者	聴覚又は 平衡機能障害者	音声・言語・ そしゃく機能障害者	肢体不自由者	内部障害者	身体障害者計
43.5～ 100人未満	5年	人 48	人 144	人 17	人 858	人 551	人 1,618
	4年	48	120	14	688	422	1,292
100～ 300人未満	5年	80	188	29	1,027	725	2,049
	4年	71	183	32	1,107	745	2,138
300～ 500人未満	5年	37	49	12	399	266	763
	4年	37	60	13	412	277	799
500～ 1000人未満	5年	39	89	12	530	328	998
	4年	43	100	12	584	340	1,079
1,000人以上	5年	48	189	15	823	580	1,655
	4年	43	162	14	825	524	1,568
計	5年	252	659	85	3,637	2,450	7,083
	4年	242	625	85	3,616	2,308	6,876

注) (7) ①注釈とすべて同様

③ 産業別の雇用状況

(令和5年6月1日現在)

区 分		障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数					
		視覚障害者	聴覚又は 平衡機能障害者	音声・言語・ そしゃく機能障害者	肢体不自由者	内部障害者	身体障害者計
		人	人	人	人	人	人
建設業	5年	3	21	3	112	118	257
	4年	5	12	3	123	106	249
製造業	5年	18	131	9	380	229	767
	4年	15	103	12	380	206	716
電気・ガス・ 熱供給・水道業	5年	5	15	0	119	65	204
	4年	9	16	0	118	58	201
情報通信業	5年	6	14	1	80	71	172
	4年	7	14	2	75	64	162
運輸・郵便業	5年	9	31	5	415	304	764
	4年	9	33	3	407	322	774
卸売・小売業	5年	47	105	19	734	510	1,415
	4年	39	101	19	718	451	1,328
金融・保険業	5年	8	27	3	87	55	180
	4年	8	30	3	90	54	185
不動産・ 物品賃貸業	5年	5	16	0	82	51	154
	4年	5	17	0	79	46	147
学術研究、専門・ 技術サービス業	5年	10	10	2	44	44	110
	4年	9	7	0	52	43	111
宿泊業・飲食サー ビス業	5年	7	24	3	112	80	226
	4年	7	20	4	103	70	204
生活関連サー ビス・娯楽業	5年	5	38	3	77	33	156
	4年	5	45	4	80	28	162
教育・ 学習支援業	5年	3	1	1	36	40	81
	4年	3	1	1	35	41	81
医療・福祉	5年	107	176	20	889	502	1,694
	4年	106	177	21	890	497	1,691
複合 サービス事業	5年	4	7	6	85	59	161
	4年	2	7	5	100	55	169
サービス業	5年	14	38	8	361	277	698
	4年	12	38	7	345	256	658
その他	5年	1	5	2	24	12	44
	4年	1	4	1	21	11	38
計	5年	252	659	85	3,637	2,450	7,083
	4年	242	625	85	3,616	2,308	6,876

注) (7) ①注釈とすべて同様

5 地方公共団体における障害者の在職状況

(1) 法定雇用率 2.6%が適用される機関の在職状況（概況）

（各年6月1日現在）

区分	① 機関数	② 対象職員数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷② ×100	⑤ 法定雇用率 達成機関 の数	⑥ 達成 割合	
			A. 重度身体 障害者及 び重度知 的障害者	B. 重度身体障 害者及び重 度知的障害 者である短 時間勤務職 員	C. 重度以外の 身体障害 者、知的障 害者及び精 神障害者	D. 重度以外の身 体障害者、知 的障害者及 び精神障害 者である短 時間勤務職 員	E. 計 A×2+B+C +D×0.5				
北海道	5年	222	79,739.0	545	39	888	55	2,044.5	2.56	157	70.7
	4年	222	79,252.5	545	37	824	59	1,980.5	2.50	152	68.5
全国	5年	2,667	2,053,964.0	12,568	1,241	28,810	1,984	56,179.0	2.74	2,106	79.0
	4年	2,670	2,045,754.0	12,504	1,220	27,180	2,479	54,647.5	2.67	2,043	76.5

- 注) 1 ②欄の「対象職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の「計」を算出するにあたりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしている。
- ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、以下の注4に該当するものについては、1人分とカウントしている。
- 3 A及びC欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、B及びD欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 4 C欄の精神障害者には、精神障害者であるすべての短時間勤務職員を含む。
- ただし、令和4年においては、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者のみ含むものとしていた。
- ① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
- ② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 5 法定雇用率 2.6%適用機関とは、都道府県知事部局、都道府県機関（企業局、議会事務局、警察等）、市町村部局及び後記3(3)以外の市町村の教育委員会等である。
- 6 全国の数値については、国の機関（行政・立法・司法機関）が含まれる。

(2) 法定雇用率 2.6%が適用される機関の在職状況（障害種別）

（各年6月1日現在）

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数				
		A. 重度身体 障害者	B. 重度身体障 害者であ る短時 間勤務 職員	C. 重度以外 の身体障 害者	D. 重度以外 の身体障 害者であ る短時 間勤務 職員	E. 計 A×2 +B+C+ D×0.5	A. 重度知 的障 害者	B. 重度知 的障 害者 であ る短時 間勤務 職員	C. 重度以 外の知 的障 害者	D. 重度以外 の知的障 害者 であ る短時 間勤務 職員	E. 計 A×2 +B+C+ D×0.5	A. 精神障 害者	B. 精神障 害者 であ る短 時間 勤務 職員	C. Bのう ち注5 に該 当 する 職員	D. 計 A +(B-C) ×0.5+C	
北海道	5年	2,044.5	543	39	597	45	1,744.5	2	0	45	10	54.0	226	20	20	246.0
	4年	1,980.5	544	37	571	48	1,720.0	1	0	42	4	46.0	202	16	9	214.5
全国	5年	56,179.0	12,436	1,197	15,124	1,622	42,004.0	132	44	1,584	362	2,073.0	10,082	2,020	2,020	12,102.0
	4年	54,647.5	12,376	1,165	15,142	1,598	41,858.0	128	55	1,498	359	1,988.5	9,071	1,991	1,469	10,801.0

- 注) 1 ①欄の「障害者の数」とは、②E、③E、④Dの計である。
- 2 ②③A欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の「計」を算出するにあたりダブルカウントを行っている。
- 3 ②③D欄及び④B欄の短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③E欄及び④D欄の「計」を算出するにあたり0.5カウントを行っている。
- 4 ④C欄の職員とは、精神障害者であるすべての短時間勤務職員である。
- ただし、令和4年においては、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者のみ含むものとしていた。
- ① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
- ② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 5 ②③欄のA、C欄及び④A欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の勤務者であり、②③欄のB、D及び④のB欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。

(3) 法定雇用率2.6%が適用される機関の在職状況（身体障害者の部位別雇用状況）

（令和5年6月1日現在）

区分	計	視覚障害		聴覚又は 平衡機能障害	音声・言語・ そしゃく 機能障害	肢体不自由					内部障害							
		視力障害	視野障害			上肢不自由	下肢不自由	体幹機能障害	上肢機能障害	移動機能障害	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうしやくばいりょう機能障害	小腸機能障害	免疫機能障害	肝臓機能障害	
法定雇用率 2.6%が 適用される 機関	5年	1,224	22	17	81	8	171	411	52	35	24	182	125	3	51	24	8	10
	4年	1,200	22	18	82	4	173	405	51	33	23	176	122	2	48	24	8	9

注) 集計は実人数。

(4) 法定雇用率2.5%が適用される機関の在職状況（概況）

（各年6月1日現在）

区分	① 機関数	② 対象職員数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷② ×100	⑤ 法定雇用率 達成機関 の数	⑥ 達成 割合	
			A. 重度身体 障害者及 び重度知 的障害者	B. 重度身体障 害者及び重 度知的障害 者である短 時間勤務職 員	C. 重度以外 の身体障 害者、知的 障害者及び 精神障害 者	D. 重度以外の身 体障害者、知 的障害者及び精 神障害者であ る短時間勤務 職員	E. 計 A×2+B+C +D×0.5				
北海道	5年	6	39,194.5	255	1	423	2	935.0	2.39	3	50.0
	4年	6	39,300.5	258	1	397	2	915.0	2.33	1	16.7
全国	5年	95	726,615.5	3,907	250	8,710	450	16,999.0	2.34	64	67.4
	4年	95	726,284.5	3,894	247	8,197	538	16,501.0	2.27	58	61.1

注) 1 5(1)の表の注釈1～4と同様。

2 法定雇用率2.5%適用機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。

(5) 法定雇用率2.5%が適用される機関の在職状況（障害種別）

（各年6月1日現在）

区分	① 障害者 の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数				
		A. 重度身 体障 害者	B. 重度身 体障 害者 であ る短 時間 勤務 職員	C. 重度以 外の身 体障 害者	D. 重度以 外の身 体障 害者 であ る短 時間 勤務 職員	E. 計 A×2 +B+C +D×0.5	A. 重度知 的障 害者	B. 重度知 的障 害者 であ る短 時間 勤務 職員	C. 重度以 外の知 的障 害者	D. 重度以 外の知 的障 害者 であ る短 時間 勤務 職員	E. 計 A×2 +B+C +D×0.5	A. 精神障 害者	B. 精神障 害者 であ る短 時間 勤務 職員	C. Bのう ち注5 に該当 する職 員	D. 計 A +(B-C) ×0.5+C	
北海道	5年	935.0	255	1	251	2	763.0	0	0	30	0	30.0	142	0	0	142.0
	4年	915.0	258	1	250	2	768.0	0	0	21	0	21.0	125	1	1	126.0
全国	5年	16,999.0	3,822	240	4,333	330	12,382.0	85	10	713	120	953.0	3,216	448	448	3,664.0
	4年	16,501.0	3,821	240	4,349	333	12,397.5	73	7	646	141	869.5	2,853	413	349	3,234.0

注) 5(2)の表の注釈とすべて同様。

(6) 法定雇用率2.5%が適用される機関の在職状況（障害種別）

（令和5年6月1日現在）

区分	計	視覚障害		聴覚又は 平衡機能障害	音声・言語・ そしゃく 機能障害	肢体不自由					内部障害							
		視力障害	視野障害			上肢不自由	下肢不自由	体幹機能障害	上肢機能障害	移動機能障害	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうしやくばいりょう機能障害	小腸機能障害	免疫機能障害	肝臓機能障害	
法定雇用率 2.5%が 適用される 機関	5年	509	33	16	54	3	41	62	91	17	22	89	55	4	16	4	1	1
	4年	511	34	16	52	2	36	68	88	17	25	86	58	4	19	4	1	1

注) 集計は実人数。

6 独立行政法人等における障害者の雇用状況【法定雇用率2.6%】

(1) 概況

(各年6月1日現在)

区 分	① 法人 数	② 対 象 労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用 率 E÷② ×100	⑤ 法定雇 用率達 成法人 の数	⑥ 達成 割合		
			A. 重度身体 障害者及 び重度知 的障害者	B. 重度身体障 害者及び重 度知的障害 者である短 時間労働者	C. 重度以外 の身体障 害者、知的 障害者及 び精神障 害者	D. 重度以外 の身体障 害者、知的 障害者及 び精神障 害者であ る短時間 労働者	E. 計 A×2+B+C +D×0.5					
独立行政法人等 及び 地方独立行政法人等	北海道	5年	法人 12	人 10,716.0	人 63	人 3	人 135	人 0	人 264.0	% 2.46	法人 9	% 75.0
		4年	11	10,627.0	62	3	141	3	269.5	2.54	7	63.6
	全 国	5年	369	467,326.5	2,884	219	6,763	259	12,879.5	2.76	308	83.5
		4年	365	455,960.5	2,852	208	6,332	353	12,420.5	2.72	292	80.0
国立大学 法人等	北海道	5年	5	7,801.5	X	X	X	X	190.0	2.44	4	80.0
		4年	5	7,811.0	X	X	X	X	201.0	2.57	4	80.0
	全 国	5年	86	149,826.0	998	43	2,043	29	4,096.5	2.73	77	89.5
		4年	86	149,209.0	994	44	1,976	37	4,026.5	2.70	70	81.4
地方独立 行政法人等	北海道	5年	7	2,914.5	X	X	X	X	74.0	2.54	5	71.4
		4年	6	2,816.0	X	X	X	X	68.5	2.43	3	50.0
	全 国	5年	190	99,480.0	511	56	1,384	53	2,488.5	2.50	151	79.5
		4年	188	89,101.5	487	43	1,235	67	2,285.5	2.57	144	76.6

- 注) 1 ②欄の「対象労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の「計」を算出するにあたりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の「計」を算出するにあたり0.5カウントを行っている。
ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、以下の注4に該当するものについては、1人分とカウントしている。
- 3 A及びC欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B及びD欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 C欄の精神障害者には、精神障害者であるすべての短時間勤務職員を含む。
ただし、令和4年においては、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者のみ含むものとしていた。
① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 5 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号までの法人を指しており、北海道においては、国立大学法人が該当となる。また、「地方独立行政法人等」とは、同施行令別表第2の第9号から第10号までの法人を指しており、北海道においては、地方独立行政法人等及び公立大学法人が該当となる。
- 6 ③欄の「障害者の数」については、数値が少数であるため「X」で秘匿している。

(2) 障害種別の雇用状況

(各年6月1日現在)

区 分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数				
		A. 重度身体障害者	B. 重度身体障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者	D. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	E. 計 A×2 +B+C+ D×0.5	A. 重度知的障害者	B. 重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の知的障害者	D. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	E. 計 A×2 +B+C+ D×0.5	A. 精神障害者	B. 精神障害者である短時間労働者	C. Bのうち注5に該当する労働者	D. 計 A +(B-C) ×0.5+C	
北海道	5年	264.0	63	3	59	0	188.0	0	0	3	0	3.0	69	4	4	73.0
	4年	269.5	61	3	69	1	194.5	1	0	2	0	4.0	70	2	0	71.0
全国	5年	12,879.5	2,449	206	2,815	214	8,026.0	435	13	965	45	1,870.5	2,628	355	355	2,983.0
	4年	12,420.5	2,432	195	2,823	191	7,977.5	420	13	908	42	1,782.0	2,416	305	185	2,661.0

- 注) 1 ①欄の「障害者の数」とは、②E、③E、④Dの計である。
 2 ②③A欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の「計」を算出するにあたりダブルカウントを行っている。
 3 ②③D欄及び④B欄の短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③E欄及び④D欄の「計」を算出するにあたり0.5カウントを行っている。
 なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。また、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については平成22年7月1日から0.5カウントとして実雇用率に算定されることとなった。
 4 ④C欄の労働者とは、精神障害者であるすべての短時間労働者である。
 ただし、令和4年においては、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者のみ含むものとしていた。
 ① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
 ② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
 5 ②③欄のA、C欄及び④A欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③欄のB、D欄及び④B欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である

(3) 身体障害者の部位別雇用状況

(令和5年6月1日現在)

区 分	計	視覚障害	聴覚又は 平衡機能障害	音声・言語 ・そしやく 機能障害	肢体不自由	内部障害	
		人	人	人	人	人	
独立行政法人等	5年	113	6	5	0	57	45
	4年	119	5	7	0	60	47

- 注) 1 「身体障害者計」欄には、種類別の身体障害者数について未記入の場合は含まれない。
 2 集計は実人数。
 3 令和4年度より集計。

7 公的機関の個別の障害者在職（雇用）状況

(1) 北海道の機関の在職状況

【法定雇用率2.6%が適用される機関】

(令和5年6月1日現在)

機 関 名	① 対象職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備 考
	人	人	%	人	
合 計（6機関）	14,959.0	425.0	2.84	0.0	
北海道知事部局	12,844.0	365.0	2.84	0.0	
北海道企業局	104.0	2.0	1.92	0.0	
北海道道立病院局	460.5	13.0	2.82	0.0	
北海道議会事務局	87.0	2.0	2.30	0.0	
北海道監査委員事務局	50.0	2.0	4.00	0.0	
北海道警察本部	1,413.5	41.0	2.90	0.0	

【法定雇用率2.5%が適用される機関】

(令和5年6月1日現在)

機 関 名	① 対象職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備 考
	人	人	%	人	
北海道教育委員会	30,185.5	743.0	2.46	11.0	

注) 1 ①欄の「対象職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。

ただし、精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントしている。また、令和4年においては、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者についてのみ、1人を1カウントしている。

① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること

② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の「対象職員数」に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の「障害者の数」を減じて得た数であり、④欄の「不足数」が0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、③欄の「実雇用率」が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合は法定雇用率達成となる。

(2) 市町村等機関の在職状況

【法定雇用率2.6%が適用される機関（市町村長部局）】

(令和5年6月1日現在)

機 関 名	①対象職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備 考
	人	人	%	人	
合計（216機関）	64,780.0	1,619.5	2.50	128.5	
札幌市	9,648.0	255.0	2.64	0.0	
北広島市(特例)	565.0	19.5	3.45	0.0	特例認定（注3）
江別市(特例)	1,348.0	36.0	2.67	0.0	特例認定（注3）
新篠津村	54.0	2.0	3.70	0.0	
石狩市(特例)	585.0	24.5	4.19	0.0	特例認定（注3）
当別町	182.0	1.5	0.82	2.5	
函館市(特例)	3,262.0	92.0	2.82	0.0	特例認定（注3）
北斗市	216.5	6.0	2.77	0.0	
木古内町	77.5	3.0	3.87	0.0	
知内町	49.0	2.0	4.08	0.0	
福島町(特例)	114.0	4.0	3.51	0.0	特例認定（注3）
松前町	98.0	3.0	3.06	0.0	
七飯町	196.0	5.0	2.55	0.0	
森町	330.5	7.0	2.12	1.0	
八雲町	647.0	17.0	2.63	0.0	
長万部町	140.0	4.0	2.86	0.0	

機 関 名	①対象職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備 考
せたな町	182.5	5.0	2.74	0.0	
今金町	189.0	5.0	2.65	0.0	
江差町	144.5	5.0	3.46	0.0	
上ノ国町	89.0	2.0	2.25	0.0	
厚沢部町	78.5	2.0	2.55	0.0	
乙部町	113.0	2.0	1.77	0.0	
奥尻町	141.0	2.5	1.77	0.5	
鹿部町	79.5	3.5	4.40	0.0	
旭川市	2,112.0	62.5	2.96	0.0	
富良野市	273.5	2.0	0.73	5.0	
美瑛町	162.5	3.0	1.85	1.0	
上川町	157.0	2.0	1.27	2.0	
鷹栖町	78.0	2.0	2.56	0.0	
東神楽町	121.0	3.0	2.48	0.0	
上富良野町	149.0	5.0	3.36	0.0	
中富良野町	126.5	3.0	2.37	0.0	
南富良野町	96.0	2.5	2.60	0.0	
比布町	81.0	1.0	1.23	1.0	
当麻町	113.0	3.0	2.65	0.0	
東川町	216.5	3.0	1.39	2.0	
占冠村	57.5	1.0	1.74	0.0	
愛別町	72.5	0.0	0.00	1.0	
幌加内町	72.5	2.5	3.45	0.0	
帯広市(特例)	1,553.0	43.0	2.77	0.0	特例認定(注3)
士幌町	254.0	8.0	3.15	0.0	
新得町	171.5	4.0	2.33	0.0	
中札内村	142.0	1.0	0.70	2.0	
浦幌町	175.0	3.0	1.71	1.0	
広尾町	127.0	3.0	2.36	0.0	
足寄町	245.5	6.0	2.44	0.0	
更別村	126.0	5.0	3.97	0.0	
音更町(特例)	431.0	11.0	2.55	0.0	特例認定(注3)
豊頃町	99.5	2.0	2.01	0.0	
清水町	130.0	3.0	2.31	0.0	
陸別町	88.0	2.0	2.27	0.0	
大樹町	304.5	7.0	2.30	0.0	
池田町	227.5	5.0	2.20	0.0	
幕別町	337.5	8.0	2.37	0.0	
芽室町	303.0	6.0	1.98	1.0	
上士幌町	125.5	6.0	4.78	0.0	
本別町	153.5	3.0	1.95	0.0	
鹿追町	236.5	5.0	2.11	1.0	注2①
北見市(特例)	1,611.5	37.0	2.30	4.0	特例認定(注3)
訓子府町	79.0	2.0	2.53	0.0	
置戸町	114.0	3.0	2.63	0.0	
遠軽町	231.0	6.0	2.60	0.0	
美幌町(特例)	450.5	9.0	2.00	2.0	特例認定(注3)
佐呂間町	105.5	0.0	0.00	2.0	注2②
湧別町	161.0	4.0	2.48	0.0	
津別町	97.0	3.0	3.09	0.0	
紋別市	256.0	2.5	0.98	3.5	
滝上町	163.5	5.0	3.06	0.0	
興部町	166.0	2.0	1.20	2.0	

機 関 名	①対象職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備 考
雄武町	168.0	9.0	5.36	0.0	
西興部村	47.5	2.0	4.21	0.0	
小樽市	855.0	24.0	2.81	0.0	
余市町	223.0	5.0	2.24	0.0	
古平町	88.0	1.0	1.14	1.0	
仁木町(特例)	91.0	4.0	4.40	0.0	特例認定(注3)
積丹町	57.0	1.0	1.75	0.0	
赤井川村	55.5	2.0	3.60	0.0	
滝川市	699.5	18.0	2.57	0.0	
上砂川町	103.5	3.0	2.90	0.0	
妹背牛町	73.0	1.0	1.37	0.0	
芦別市	216.5	7.0	3.23	0.0	
砂川市	253.5	5.0	1.97	1.0	
新十津川町	82.5	2.0	2.42	0.0	
沼田町	208.0	5.0	2.40	0.0	
北竜町	80.0	1.0	1.25	1.0	
深川市	465.5	12.0	2.58	0.0	
歌志内市	118.0	4.0	3.39	0.0	
奈井江町	133.0	3.5	2.63	0.0	
赤平市	310.0	3.0	0.97	5.0	
雨竜町	48.0	2.0	4.17	0.0	
秩父別町	51.0	0.0	0.00	1.0	
釧路市(特例)	2,349.0	56.0	2.38	5.0	注2③ 特例認定(注3)
釧路町	240.0	4.0	1.67	2.0	注2④
厚岸町(特例)	345.0	6.0	1.74	2.0	特例認定(注3)
白糠町	136.0	3.0	2.21	0.0	
標茶町	348.0	9.0	2.59	0.0	
浜中町(特例)	277.5	6.0	2.16	1.0	特例認定(注3)
弟子屈町	195.0	3.0	1.54	2.0	
鶴居村(特例)	114.5	2.0	1.75	0.0	特例認定(注3)
室蘭市	457.0	12.5	2.74	0.0	
登別市	382.0	12.0	3.14	0.0	
伊達市	320.0	6.0	1.88	2.0	注2⑤
洞爺湖町(特例)	259.5	3.0	1.16	3.0	特例認定(注3)
壮瞥町	77.0	3.0	3.90	0.0	
豊浦町	137.0	4.0	2.92	0.0	
岩見沢市	1,113.0	31.0	2.79	0.0	
南幌町	173.0	2.0	1.16	2.0	
美唄市	409.5	10.0	2.44	0.0	
三笠市	199.0	6.5	3.27	0.0	
浦臼町	56.0	0.0	0.00	1.0	
月形町	122.0	3.0	2.46	0.0	
稚内市	269.0	7.0	2.60	0.0	
遠別町	82.0	1.0	1.22	1.0	
礼文町	101.0	2.0	1.98	0.0	
天塩町(特例)	166.5	3.0	1.80	1.0	特例認定(注3)
猿払村	114.0	2.0	1.75	0.0	
豊富町	135.0	2.0	1.48	1.0	
利尻富士町	91.0	4.0	4.40	0.0	
幌延町	138.5	3.0	2.17	0.0	
利尻町	83.0	3.0	3.61	0.0	
岩内町	201.0	5.0	2.49	0.0	
共和町	137.0	2.0	1.46	1.0	

機 関 名	①対象職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備 考
泊村(特例)	77.0	1.0	1.30	1.0	特例認定(注3)
寿都町	76.0	1.0	1.32	0.0	
黒松内町(特例)	94.0	3.0	3.19	0.0	特例認定(注3)
島牧村	62.0	1.0	1.61	0.0	
蘭越町	231.0	6.0	2.60	0.0	
倶知安町	166.0	5.0	3.01	0.0	
京極町	99.0	0.0	0.00	2.0	
ニセコ町(特例)	133.0	2.5	1.88	0.5	特例認定(注3)
真狩村	99.5	4.0	4.02	0.0	
留寿都村	60.0	0.0	0.00	1.0	注2⑥
喜茂別町	55.0	2.0	3.64	0.0	
神恵内村	47.5	1.0	2.11	0.0	
留萌市	224.5	4.0	1.78	1.0	
増毛町	97.0	2.0	2.06	0.0	
小平町	87.0	5.0	5.75	0.0	
苫前町	79.0	0.0	0.00	2.0	
羽幌町	131.0	3.0	2.29	0.0	
初山別村	39.5	0.0	0.00	1.0	
名寄市	312.0	10.5	3.37	0.0	
士別市	337.5	1.0	0.30	7.0	
美深町	88.0	1.0	1.14	1.0	
下川町	146.0	4.0	2.74	0.0	
剣淵町(特例)	115.0	2.0	1.74	0.0	特例認定(注3)
和寒町	131.0	3.0	2.29	0.0	
中川町	64.0	0.0	0.00	1.0	
枝幸町(特例)	342.5	6.0	1.75	2.0	特例認定(注3)
中頓別町	160.0	5.0	3.13	0.0	
浜頓別町	92.0	1.0	1.09	1.0	
浦河町	144.0	5.0	3.47	0.0	
えりも町	153.0	3.0	1.96	0.0	
新冠町	132.0	4.0	3.03	0.0	
様似町	78.0	1.0	1.28	1.0	注2⑦
新ひだか町	345.0	5.5	1.59	2.5	
網走市	315.5	9.0	2.85	0.0	
大空町	134.5	3.0	2.23	0.0	
斜里町	136.0	3.0	2.21	0.0	
清里町	120.0	1.0	0.83	2.0	
小清水町(特例)	113.0	0.0	0.00	2.0	特例認定(注3)
苫小牧市	1,440.0	40.0	2.78	0.0	
白老町	305.5	3.0	0.98	4.0	
厚真町	174.5	1.0	0.57	3.0	
安平町	106.0	2.0	1.89	0.0	
むかわ町	260.0	3.0	1.15	3.0	
日高町	306.0	8.0	2.61	0.0	
平取町	151.5	3.0	1.98	0.0	
根室市	549.0	13.0	2.37	1.0	
別海町	368.5	6.0	1.63	3.0	
中標津町	384.5	10.0	2.60	0.0	
標津町	162.0	5.0	3.09	0.0	
羅臼町	91.0	2.0	2.20	0.0	
千歳市(特例)	1,072.0	36.0	3.36	0.0	特例認定(注3)
夕張市	128.0	3.0	2.34	0.0	
長沼町	216.0	6.0	2.78	0.0	

機 関 名	①対象職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備 考
由仁町	108.0	2.0	1.85	0.0	
恵庭市(特例)	620.5	17.5	2.82	0.0	特例認定(注3)
栗山町(特例)	208.0	5.0	2.40	0.0	特例認定(注3)
札幌市交通局	309.0	9.0	2.91	0.0	
札幌市水道局	631.0	18.0	2.85	0.0	
市立札幌病院	841.0	23.0	2.73	0.0	
森町教育委員会	79.5	2.0	2.52	0.0	
市立旭川病院	377.5	10.5	2.78	0.0	
旭川市水道局	158.0	5.0	3.16	0.0	
旭川市教育委員会	766.0	20.5	2.68	0.0	
上士幌町教育委員会	72.0	3.0	4.17	0.0	
遠軽町教育委員会	90.0	3.0	3.33	0.0	
広域紋別病院企業団	182.5	3.0	1.64	1.0	
小樽市水道局	82.5	6.0	7.27	0.0	
小樽市病院局	385.0	9.0	2.34	1.0	
小樽市教育委員会	169.5	4.0	2.36	0.0	
市立芦別病院	87.5	2.0	2.29	0.0	
砂川市立病院	546.0	13.0	2.38	1.0	注2⑧
赤平市教育委員会	59.5	2.0	3.36	0.0	
標茶町教育委員会	83.0	2.0	2.41	0.0	
弟子屈町教育委員会	49.0	2.0	4.08	0.0	
市立室蘭総合病院	461.5	13.0	2.82	0.0	
室蘭市水道部	47.0	1.5	3.19	0.0	
室蘭市教育委員会	102.0	1.0	0.98	1.0	
登別市教育委員会	97.0	4.0	4.12	0.0	
伊達市教育委員会	83.5	2.0	2.40	0.0	
稚内市病院事業	246.0	2.0	0.81	4.0	
稚内市教育委員会	237.0	7.0	2.95	0.0	
倶知安町教育委員会	46.0	0.0	0.00	1.0	注2⑨
留萌市病院事業	258.5	7.0	2.71	0.0	
羽幌町教育委員会	41.5	2.0	4.82	0.0	
名寄市立総合病院	476.0	6.0	1.26	6.0	
士別市立病院	171.5	0.0	0.00	4.0	
名寄市教育委員会	133.5	3.0	2.25	0.0	
士別市教育委員会	95.5	3.0	3.14	0.0	
新冠町教育委員会	50.0	2.0	4.00	0.0	
新ひだか町教育委員会	44.0	1.0	2.27	0.0	
網走市教育委員会	162.0	5.0	3.09	0.0	
苫小牧市教育委員会	142.5	4.0	2.81	0.0	
根室市教育委員会	139.0	5.0	3.60	0.0	
別海町教育委員会	71.0	1.0	1.41	0.0	

【法定雇用率2.5%が適用される機関】

(令和5年6月1日現在)

機 関 名	① 対象職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備 考
合計（5機関）	9,009.0	192.0	2.13	34.0	
札幌市教育委員会	8,322.0	175.0	2.10	33.0	
士幌町教育委員会	73.0	1.0	1.37	0.0	
滝川市教育委員会	160.5	6.0	3.74	0.0	
岩見沢市教育委員会	347.0	9.0	2.59	0.0	
中標津町教育委員会	106.5	1.0	0.94	1.0	

注 1 7(1)の表の注釈1～3と同様。

2① 鹿追町については、11月10日時点において、障害者の数6.0人となり不足が解消された。

② 佐呂間町については、6月30日時点において、障害者の数2.0人となり不足が解消された。

③ 釧路市については、10月10日時点において、障害者の数61.0人となり不足が解消された。

④ 釧路町については、10月1日時点において、障害者の数6.0人となり不足が解消された。

⑤ 伊達市については、11月24日時点において、障害者の数8.0人となり不足が解消された。

⑥ 留寿都村については、8月28日時点において、障害者の数1.0人となり不足が解消された。

⑦ 様似町については、10月10日時点において、障害者の数3.0人となり不足が解消された。

⑧ 砂川市立病院については、11月1日時点において、障害者の数15.0人となり不足が解消された。

⑨ 倶知安町教育委員会については、8月21日時点において、倶知安町と特例認定を受け、不足が解消された。

3 備考欄の「特例認定」とは、「当該機関」と人的関係が緊密である等の当該機関以外の「他の機関」の申請に基づき、北海道労働局長の認定を受けた場合に、他の機関に勤務する職員を当該機関に勤務するとみなすものである。

(3) 独立行政法人等の雇用状況【法定雇用率2.6%】

(令和5年6月1日現在)

法 人 名	① 対象労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備 考
合計（12法人）	10,716.0	264.0	2.46	17.0	
国立大学法人 北海道大学	4,963.0	114.0	2.30	15.0	注4
国立大学法人 北海道教育大学	628.0	18.0	2.87	0.0	
国立大学法人 旭川医科大学	1,390.0	36.0	2.59	0.0	
国立大学法人 北海道国立大学機構	578.5	16.0	2.77	0.0	
国立大学法人 室蘭工業大学	242.0	6.0	2.48	0.0	
北海道公立大学法人 札幌医科大学	1,549.5	41.0	2.65	0.0	
公立大学法人 札幌市立大学	107.5	2.0	1.86	0.0	
公立大学法人 公立ほこだて未来大学	77.5	3.0	3.87	0.0	
公立大学法人 旭川市立大学	82.5	1.0	1.21	1.0	
公立大学法人 千歳科学技術大学	69.0	1.0	1.45	0.0	
地方独立行政法人 北海道立総合研究機構	978.5	26.0	2.66	0.0	
地方独立行政法人 広尾町国民健康保険病院	50.0	0.0	0.00	1.0	

注) 1 ①欄の「対象労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。

ただし、精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントしている。また、令和4年においては、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者についてのみ、1人を1カウントしている。

① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること

② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の「対象労働者数」に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の「障害者の数」を減じて得た数であり、④欄の「不足数」が0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、③欄の「実雇用率」が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合は法定雇用率達成となる。

4 国立大学法人 北海道大学については、12月1日時点において、障害者の数131.0人となり不足が解消された。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（**法定雇用率**）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者(精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。)である。

- 一般の民間企業 …………… 2. 3%
- 独立行政法人等 …………… 2. 6%
- 国、地方公共団体 …………… 2. 6%
- 都道府県等の教育委員会 …… 2. 5%

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者、知的障害者については、0.5人分としてカウントされる。

※ 精神障害者である短時間労働者については、当面の間、その1人をもって1人分としてカウントされる。

◎ 障害者雇用率達成指導

○ 「障害者雇入れ計画」とは

未達成企業のうち、障害者雇用率を相当下回っており、ある程度の期間にわたって継続的かつ計画的に障害者を雇入れしなければ、その達成が困難と認められる企業の事業主に対して、公共職業安定所長が障害者雇入れ計画（2年間）の作成を命ずることとなっている。

○ 「障害者雇入れ計画作成命令」の発出基準

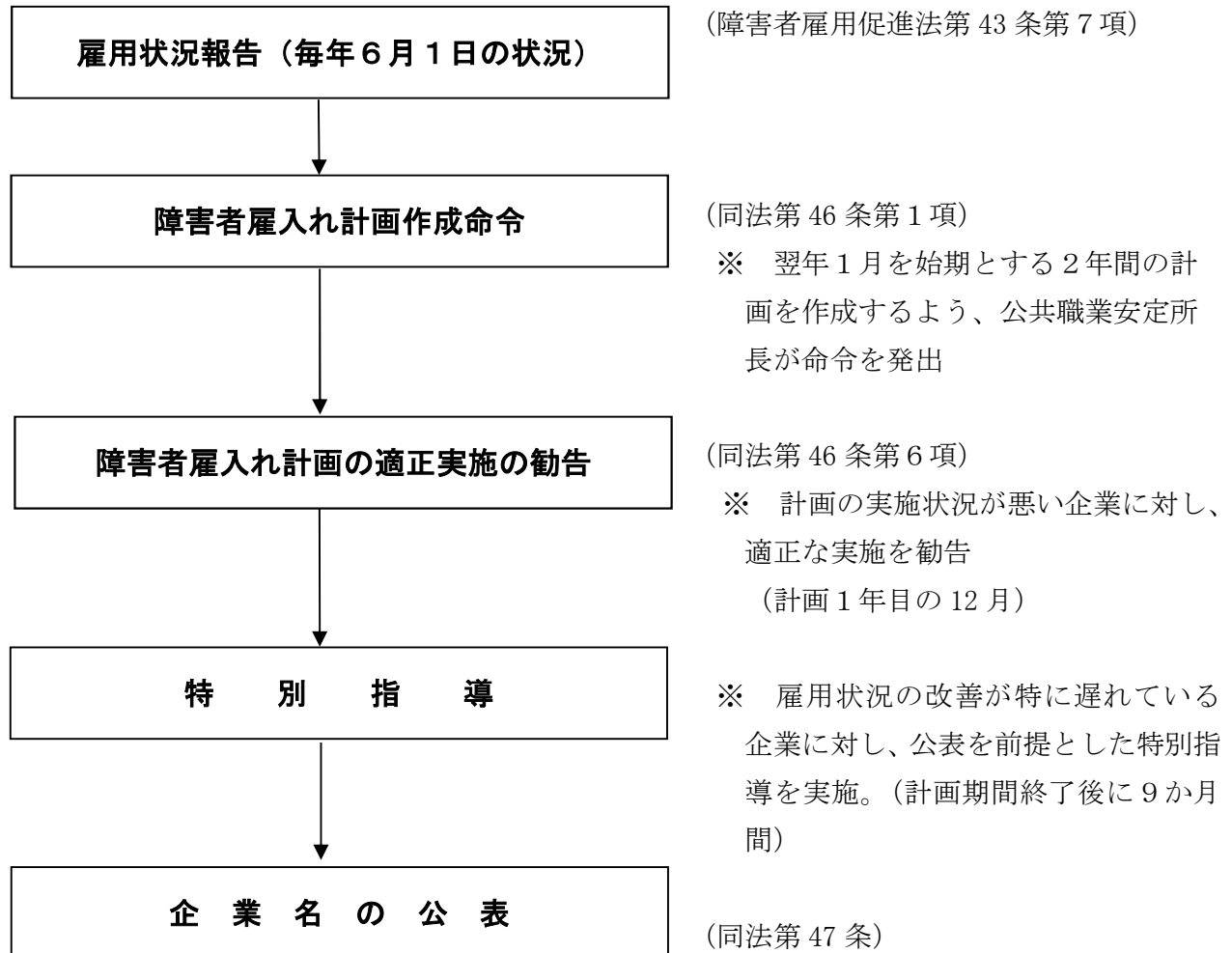
今後の雇入れ（過去3年間の新規労働者雇入れ数 \geq 不足数）が見込まれており、次の①から③のいずれかに該当する企業の事業主

- ① 実雇用率が前年度全国平均実雇用率未満（令和4年 2.25%）かつ不足数5人以上
- ② 法定雇用障害者数が3～4人(対象労働者数 130.5人以上 218人未満規模の企業)であって、雇用障害者数が0人の企業
- ③ 不足数10人以上の企業

◎ 雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主等に対しては、「障害者の雇用の促進に関する法律」に基づき、下記のように、ハローワークにおいて雇用率達成指導を行っている。

不足数の多い企業等については、当該企業等の事業主に対して、北海道労働局、厚生労働省本省が直接指導を実施している。



【指導実績】

1 令和4年度の実績

* 「障害者雇入れ計画作成命令」の発出 (計画始期令和5年1月) 244社 (うち、北海道10社)

* 障害者雇入れ計画の「適正実施勧告」(令和5年2月勧告) 94社 (うち、北海道9社)

* 特別指導の実施 (令和4年4月～12月実施) 55社 (うち、北海道5社)

2 障害者雇入れ計画を実施中の企業 (4年度) (計画始期令和3年1月、令和4年1月) 528社 (うち、北海道32社)

3 企業名の公表実績 (全国値)

18年度 2社、19年度 1社 (再公表)、20年度 4社、21年度 7社 (うち1社は再公表)
22年度 6社 (うち2社は再公表)、23年度 3社 (うち1社は再公表)、24年度 0社、
25年度 0社、26年度 8社、27年度 0社、28年度 2社、29年度 0社、30年度 0社、
令和元年度 0社、令和2年度 1社、令和3年度 6社 令和4年度 5社 (うち3社は再公表)

事業主の
皆様へ

障害者雇用のための 支援メニューのご案内

ハローワークでは採用の準備～採用後の定着まで、様々な支援を行っています。

STEP 1 まずはハローワークへご相談を！

- ・ 同業他社の障害者雇用の事例などを元に、業務の切り出し・創設
- ・ 社員研修（精神・発達障害者しごとサポーター養成講座）の実施
- ・ 障害者雇用を具体的にイメージするための、特別支援学校の見学など各種イベントのご案内 ※ハローワークにより実施時期や頻度は異なります



STEP 2 受け入れ体制を整え、求人募集を開始

- ・ 貴社の求人内容と応募者の障害特性を考慮したマッチング
- ・ 労働条件や求人募集方法についてのご相談
- ・ 受け入れの体制を整えるための情報提供

STEP 3 採用・雇入れ～そして定着へ

- ・ 雇入れ後にご利用いただける各種助成金制度
- ・ 各種支援機関と連携した定着支援
（地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校などとのケース会議や、ジョブコーチ支援など）

○雇入れのきっかけづくり（トライアル雇用助成金）

障害者トライアルコース・障害者短時間トライアルコース

【障害者トライアル雇用】

安定所等の紹介により障害者を原則3ヶ月間雇用することにより障害に対する理解を深めていただき、その後の常用雇用のきっかけづくりを進める制度です。

【障害者短時間トライアル雇用】

週10時間以上20時間未満の労働時間で、3～12ヶ月間雇用し、最終的に週20時間以上の常用労働者となることを目指す制度です。精神障害者、発達障害者が対象です。

○雇入れに活用できる助成金制度（特定求職者雇用開発助成金）

特定就職困難者コース

安定所等の紹介により身体・知的・精神障害者を継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して、賃金の一部に相当する額を助成する制度です。

発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース

発達障害者や難病のある人を安定所等の紹介で雇用し、適切な雇用管理等を行った事業主に助成を行います。

○職場定着に活用できる助成金制度（キャリアアップ助成金）

障害者正社員化コース

障害者である労働者の職場定着を図るために、有期雇用等から正規雇用等のより安定した雇用形態に転換した事業主に対して助成する制度です。

各助成金の支給額・支給要件の詳細については、お近くのハローワーク・労働局へお問い合わせください。

◇関係機関との連携した支援

北海道障害者職業センター

障害者本人への就業に向けた相談・支援のほか、事業所への障害者の雇用管理に関する支援やジョブコーチの派遣等を行っています。

札幌に本所、旭川に支所があります

ジョブコーチ（職場適応援助者）

障害者の職場定着を図るためにジョブコーチが会社に出向き、障害者本人、事業主等に支援を行います。

職場にて作業能率をあげる、作業ミスを減らすための支援や障害に配慮した対応方法についての助言・援助等を行います。

障害者就業・生活支援センター

就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害者や雇用している事業所に対し、事業所への訪問などにより相談・助言を行います。

札幌、石狩、旭川、函館、釧路、帯広、北見、小樽、伊達、苫小牧、名寄、岩見沢に設置しております。

事業主のみなさまへ

障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。この法定雇用率の引上げと、障害者雇用の支援策の強化についてお知らせいたします。

Point

①

障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。(令和6年4月以降)

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3% ⇒	2.5% ⇒	2.7%
対象事業主の範囲	43.5人以上	40.0人以上	37.5人以上

▶障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任（努力義務）

Point

②

除外率が引き下げられます。(令和7年4月以降)

除外率が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられ、令和7年4月1日から以下のように変わります。(現在除外率が10%以下の業種については除外率制度の対象外となります。)

除外率設定業種	除外率
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	5%
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業（信書便事業を含む）	10%
・港湾運送業 ・警備業	15%
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関 ・介護老人保健施設 ・介護医療院	20%
・林業（狩猟業を除く）	25%
・金属鉱業 ・児童福祉事業	30%
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	35%
・石炭・亜炭鉱業	40%
・道路旅客運送業 ・小学校	45%
・幼稚園 ・幼保連携型認定こども園	50%
・船員等による船舶運航等の事業	70%



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL050301雇障01

Point

③

障害者雇用における障害者の算定方法が変更となります。**▶ 精神障害者の算定特例の延長（令和5年4月以降）。**

週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神障害者について、当分の間、雇用率上、雇入れからの期間等に関係なく、1カウントとして算定できるようになります。

▶ 一部の週所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定（令和6年4月以降）。

週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、雇用率上、0.5カウントとして算定できるようになります。

Point

④

障害者雇用のための事業主支援を強化（助成金の新設・拡充）します。**（令和6年4月以降）**

※詳細が決まり次第、別途ご案内予定

▶ 雇入れやその雇用継続に関する相談支援、加齢に伴う課題に対応する助成金を新設します。

- ◆ 障害者雇用に関する相談援助を行う事業者から、原則無料で、雇入れやその雇用継続を図るために必要な一連の雇用管理に関する相談援助を受けることができるようになります。
- ◆ 加齢により職場への適応が難しくなった方に、職務転換のための能力開発、業務の遂行に必要な者の配置や、設備・施設の設置等を行った場合に、助成が受けられるようになります。

▶ 既存の障害者雇用関係の助成金を拡充します。

障害者介助等助成金（障害者の雇用管理のための専門職や能力開発担当者の配置、介助者等の能力開発への経費助成の追加）や職場適応援助者助成金（助成単価や支給上限額、利用回数の改善等）の拡充、職場実習・見学の受入れ助成の新設など、事業主の皆様の障害者雇用の支援を強化します。

Q & A**Q1. 障害者雇用納付金の取扱いはどうなるのでしょうか？**

- A1.** ①令和6年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和7年4月1日から同年5月15日までの間）
新しい法定雇用率（2.5%）で算定していただくこととなります。
- ②令和8年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和9年4月1日から同年5月17日までの間）
令和8年6月以前については2.5%、
令和8年7月以降については2.7%で算定していただくこととなります。

Q2. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？

- A2.** 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

▶ 「障害者雇用のご案内」：<https://www.mhlw.go.jp/content/000767582.pdf>

**Q3. 法定雇用率及び除外率制度について、国や地方公共団体等の取扱いはどう変わりますか？**

- A3.** 国や地方公共団体等の法定雇用率については、令和5年度は2.6%、令和6年4月1日から2.8%、令和8年7月1日から3.0%と民間企業と同様に段階的に引き上げとなります。除外率制度についても、同様に10ポイント引き下げられます。
- なお、都道府県等の教育委員会の法定雇用率については、令和5年度は2.5%、令和6年4月1日から2.7%、令和8年7月1日から2.9%となります。